長与町農業委員会会議録

平成２９年１２月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２９年１２月農業委員会総会

１．　日時　　平成２９年１２月２５日（月）　　１５時１５分から１６時４０分

２．　場所　　長与町水道局３階第２会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　原口　司　　３番　田中　光夫　　４番　森内　忠嘉

５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治　　７番　坂本　謙二

８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

２番　尾﨑　明光

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１２番　益冨　雅彦　　２番　柳原　厚志

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

第６　　第２号報告　農地法第４条第１項第７号の規程による農地転用届出について

第７　　第３号報告　非農地証明願報告書について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さんこんにちは。１５時１５分定刻を過ぎてしまいましたけど、ただいまより総会を開催したいと思います。総会の開催に先立ち報告いたします。平成２９年１２月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２人全員の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員は７人出席でございます。本日の欠席者は、農地利用最適化推進委員の２番、尾﨑明光推進委員の１人です。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、平成２９年１２月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１２番益冨雅彦委員、２番、柳原厚志委員を指名致します。宜しくお願いします。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請についてが１件。第２号議案農用地利用集積計画についてが６件。第３号議案では、第２号議案の４件目、５件目の案件に伴って農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが１件出されています。

そして、報告事項では、農地転用専決処分の報告が５件、非農地証明願の報告が１件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。それでは、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請についての１件目の説明を事務局からお願いします。

事務局　それでは第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について、議案書の№.１をお開き下さい。整理番号１１、（３－１）申請地が、長与町北陽台(地番)、畑、４３１㎡。同じく北陽台（地番)、畑、９２３㎡計１，３５４㎡。農地区分は、農用地区域外の２筆です。

申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷（地番)、(事業所名）理事長（氏名）さん。譲受人が、長与町嬉里郷（地番)、(氏名）さん。

申請目的は、売買での所有権移転です。所有権移転に至った経緯といたしましては、備考欄に記載しているとおり、無償贈与で農地法第３条許可を受けていたが、譲受人側から購入したいとの意向があり、再度、許可申請をすることになりました。なお、農地法第３条の規定による許可処分の取り消し願いを１２月１４日付けで受理しています。譲受人の世帯は労働力が２人で、耕作地は、樹園地が１，８９２㎡です。市街化区域になります。

申請地を申しあげます。次のページの№.２をお開き下さい。嬉里郷、○○バス停、(集合住宅名）(店舗名）(病院名）がございますが、その上の新しく（商業施設）が出来ましたけどその下が申請場所になります。以上で説明を終わります。

議　長　ただいまの説明のとおり許可しましたけど１０月のときに無償贈与で出たと皆さんご案内のとおりだと思います。それを取り下げをして、取り下げ願いを受けていますか。

事務局　　１２月１４日付けで受理しています。

議長　　また新たに申請をしなおす。これは有償という考え方でいいのですね。そういうことで再度議案ということです。現地調査については既に前回委員さんたちも確認をされております。それは省略します。この件についてご意見を求めます。意見がある方どうぞ。はい、どうぞ。

９番　　今言われたとおり１０月無償で、もう１件あったと思います。もう１件は無償で譲り受けてこっちは有償だとは分かりますが、理由は何ですか？かたや一方は無償で。もう一方はお金を払って買いたい。何か理由があるのですか。

事務局　　これは個人的な事情ですので深くは聞いていないです。

議　長　　１つの事例で、この件ではないですが、無償譲渡になると〔不明瞭〕の問題が出てきます。そのような色々な判断を勘案して、結局前のを取り下げたいとうことですので、皆さんが頭の中で想定してだければ。正式な理由はこちら側は聞いていないということだそうです。
　ほかに何か質問はございませんか。売買の金額は聞いていますか。

事務局　　お伺いしたところ２筆で〇〇円です。

議　長　　他に質問はありませんか。これで審議を終了します。この農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

【挙手を確認】

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。続いて、第２号議案農用地利用集積計画について審議に入ります。事務局、説明をお願

いします。

事務局　それでは第２号議案農用地利用集積計画についてに入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、１，２４８㎡。利用権の種類は賃貸借権です。具体的な作物名は、野菜です。平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間です。年間借賃は、〇〇円で毎年、年末自宅納入とします。継続になります。

土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。斉藤郷、〇〇川から（施設名）へ進みさらに進みますと申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　それでは現地確認をいただきました推進委員さん、坂本謙二さんお願いします。

推進委員７番　１２月２０日に現地立会いを行いましたが、今までずっと借りていて継続ということで特に問題ないと思います。

議　長　続いて、渡邉章三農業委員お願いします。

９番　問題はありません。

事務局　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長　説明が終わりましたが、皆さん方からご質問ありませんか。これで質問審議を終了致します。説明のとおり、この農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

【挙手を確認】

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案２件目について事務局から説明をお願いします。

事務局　次に６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、９０７㎡。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物は、水稲です。平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間です。年間借賃は、米〇〇kgを毎年１０月頃自宅へ納入とします。継続になります。

土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。斉藤郷、〇〇川から（施設名）を通り過ぎさらに進み、左折し、約２５m進み右折し、６０m進みますと申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

７番、坂本推進委員。

推進委員
７番　これも同じく２０日に現地立会いを行いましたが、これも先ほどと一緒で特に問題ありません。

議　長　続いて、農業委員さんからありませんか。

９番、渡邉委員。

９番　継続で問題ありません。

議長　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、この農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので許可することに決定いたします。
続いて、第２号議案３件目について事務局から説明をお願いします。

事務局　　続きまして、９ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、１０７７㎡。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物は、水稲です。平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間です。年間借賃は、米〇〇ｋｇを毎年１０月頃自宅へ納入とします。継続になります。
土地の所在ですが、１１ページをお開き下さい。斉藤郷、〇〇橋付近になりますが、図のような場所が斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。
７番、坂本推進委員。

推進委員
７番　　１２月２０日に現地立会いを行いましたが、水田の継続のため問題ありません。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。
９番、渡邉委員。

９番　　問題ありません。

議長　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、この農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

次に、第２号議案４・５件目でございます。第３号議案の案件と関連した議案となりますので、先に、第２号議案の６件目、１８ページの案件を審議いたしたいと思います。皆さん、よろしいですか。

【異議無しの声あり】

議長　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　では、１８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名)さん、長与町丸田郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町丸田郷(地番)。利用権を設定する土地は５筆です。長与町丸田郷（地番)、畑、７２８㎡。同じく（地番)、畑、２７１㎡。同じく（地番)、畑、３２９㎡。同じく（地番)、畑、１，０００㎡。同じく（地番)、畑、１０㎡合計２，３３８㎡です。利用権の種類は全て使用貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成３０年１月１日から平成３４年１２月３１日までの５年間です。継続になります。

２０ページをお開き下さい。被相続人（故)（氏名①）さんに対する相続権利者代表（貸主）の利用権の設定に関する同意書となります。

２１ページをご覧下さい。被相続人（故)（氏名①）さんの相続関係説明図になります。

２２ページをご覧下さい。被相続人（故)（氏名②）さんに対する相続権利者代表（貸主）

の利用権の設定に関する同意書となります。
２３ページをご覧下さい。被相続人（故）（氏名②）さんの相続関係説明図になります。
土地の所在ですが、２４ページをお開き下さい。〇〇団地の入り口四差路が記載されていますが、図のような場所が丸田郷（地番）、丸田郷（地番）、丸田郷（地番）となります。２５ページをご覧ください。〇〇団地が記載されていますが、図のような場所が丸田郷（地番）、丸田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。
５番、梶尾推進委員。

推進委員
５　番　　継続となっています。２１日に役場農業委員会から２名、柳原職務代理、地元農業委員２名、推進委員１名、合計６名で現地調査を行いました。この貸主の（氏名）さんは、借主の（氏名）さんの実の妹にあたります。（被相続人氏名②）さんと（被相続人氏名①）さんに子供がおられなくて、（貸主）が子供の頃から養女としてとついでおられました。ここで（貸主）が耕作ができないと兄の（借主）に小作をお願いした５筆でございます。みかんをみんな植えられて、手入れも行きとどいているし、管理も非常に良くされています。特に問題ないと判断いたしました。以上です。

議　長　　続いて、上杉農業委員さんからありませんか。

１１番　　はい、上杉です。５箇所立会いをしましたけど、管理が非常に良く出来ており、問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明がおわりましたが、質問・ご意見はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、この農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

それでは、先ほど申し上げた通り、元に戻りまして第２号議案４件目・５件目並びに第３号議案の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について関連した議案となりますので、併せて審議することに致します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎県長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する土地は２筆です。岡郷（地番)、畑、９４９㎡。岡郷（地番)、畑、９４７㎡合計２筆で１，８９６㎡です。利用権の種類は、使用貸借で利用内容は樹園地です。平成３０年２月１０日から平成３５年２月９日までの５年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。

土地の所在ですが、１４ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線〇〇公園、〇〇バス停がございますが、〇〇岳方向へ登った図のような場所が申請地、岡郷（地番)、岡郷（地番）となります。

次に、１５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎県長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は２筆です。岡郷（地番)、畑、１，９６１㎡。同じく（地番)、畑、１８７㎡合計２，１４８㎡。利用権の種類は使用貸借で、利用内容は、樹園地です。平成３０年２月１０日から平成３５年２月９日までの５年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。

土地の所在ですが、１７ページをお開き下さい。岡郷国道２０７号線〇〇バス停から〇〇岳方向へ町道を３０メートル進み左折し、１０メートル進み右折し、４０m進んだところが申請地岡郷（地番)、岡郷（地番）となります。

次に第３号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、(会社名)代表取締役（氏名）さん、長崎市梁川町（地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地は、第２号議案の４件目、５件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。

６ページをお開きください。今回、(会社名）が農業に初めて参入いたします。農地所有適格法人以外の法人になります。農地所有適格法人とは、農地法で規定された呼び名で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことができる法人です。農地適格法人になるために

は、農事組合法人いわゆる農業経営を行うもの、合同会社、合内会社又は株式会社、株式の譲渡制限を定めるもので、農地法に規定された一定の要件（事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）を満たす必要があるということです。（会社名）は、農地所有適格法人以外の法人となります。（１）定款又は寄付行為の写しは、７ページから９ページに定款の写しをつけています。定款の８ページをご覧下さい。定款の第２条の１７に農産物の生産・加工・販売を目的として謳っています。６ページに戻りまして、（２）周辺農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響はございません。（３）賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は賃借権の設定等を受ける土地の面積は、先ほど申し上げたとおり農地４，０４４㎡です。賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物はオリーブです。賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況は、（氏名）さん、常務取締役、年間農業従事日数見込み１５０日、（氏名）さん、従業員、見込み８０日、（氏名）さん、従業員見込み９０日、（氏名）さん、見込み８０日。賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況については、草刈機３台です。賃借権の設置等で受ける者の農地の状況は、経営面積４，０４４㎡団地数２団地です。以上で説明を終わります。

議　長　　ちょっと複雑になりますが、まず（４件目貸主）の分と（５件目貸主）の中間管理、貸す分について現地確認をしていただきましたので柳原推進委員さんからおねがいします。

推進委員８　番　　１２月２０日に役場の担当者と地主の（４件目貸主）、（５件目貸主）と現地確認を行いました。これまでみかん園でしたが、大きな木は伐採してあり問題ありません。次の（５件目貸主）の（地域名）の農地もみかん園だったが、下に民家があり大雨のとき水が流れるとお聞きしましたが地図の北側に水路を設ける計画していると聞きましたので、問題ありません。以上です。

議　長　　続いて、現地調査を行っていませんけど現況がわかっていると思いますので田中農業委員さんからありませんか。

６　番　　不幸があり出席できませんでした。いま柳原さんが言われた１件目の下に民家があってそういう水が大雨のとき流れるという問題は前にもありました。こういう問題は我々農業委員、推進委員が見て指導をしなければならないと思います。というのは農業委員、推進委員ももちろん今後も行っていかなければとつくづく今回は感じました。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。
７番、柿本委員。

７　番　　７番、柿本です。作物がオリーブとありますが、生産した後の出荷する所は聞いていますか。

事務局　　そこまでは、聞いていません。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。
９番、渡邉委員。

９　番　　現地はきちんとされていました。ただ、気になる所として、平成３０年２月１０日からの貸借になっているが、オリーブが若干植えてありました。事前着工ではありませんか。

事務局　　事前着手ではなく、事務処理的な面で時間がかかったのではないかと思います。

議　長　　以前は、農業委員会を経由していない相対なので、権利の主張がどこまでいくかの確認までは出来ません。合法的と捉えて受付してます。
他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了いたしします。まず、第２号議案の４件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第２号議案の５件目の利用権設定を説明のとおり許可することについて、農業委

員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第３号議案４ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第２号議案の４件目、５件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第２号議案４件目と５件目並びに第３号議案の案件について意見無しの農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、意見なしで、町長に報告いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用報告の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、職業は、不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん、千葉県佐倉市上志津（地番）、職業は、無職です。２．土地の所在等、土地の所在ですが長与町丸田郷（地番）、地目、登記簿、田、現況、駐車場面積４０１㎡。３．転用計画は、駐車場用地。４．申請日は、平成２９年１１月２７日。５．専決処分の日は平成２９年１２月５日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１２月２５日、長与町農業委員会事務局長和田弘。次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。丸田郷〇〇公園から〇〇団地内へ進み〇〇川が流れていますが、橋を渡り右折し１００ｍ進むと申請地、丸田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　３ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、（氏名）さん、長崎市滑石（地番）、職業は、お二人方とも会社員です。譲渡し人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん。福岡市博多区博多駅前（地番）、職業は、不動産業です。２．土地の所在等、土地の所在ですが、高田郷（地番）、面積１４４㎡、高田南土地区画整理事業（街区番号）、面積１８５㎡。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日、平成２９年１２月５日。５．専決処分の日、平成２９年１２月２０日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１２月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に４ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、県道長崎多良見線、（施設名）へ向かうループ橋がございますが、その入口に階段がございます。その近くで高田南土地区画整理の中で図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　５ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番、職業は、会社員です。２．土地の所在等、土地の所在ですが高田郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、駐車場、面積９６㎡。土地の所有者（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。３．転用計画は、駐車場用地、所要面積９６㎡。４．申請日、平成２９年１２月１４日。５．専決処分の日、平成２９年１２月２０日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１２月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に６ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、（店舗名）の横の町道を約２４０メートル進んだところが申請地、高田郷（地番）になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　７ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、職業は、無職です。２．土地の所在等、土地の所在ですが、高田郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、宅地、面積１６８㎡。高田郷（地番）、地目、登記簿畑、現況、宅地、面積１７２㎡計３４０㎡。土地の所有者は申請者と同じです。３．転用計画は、事業所用地、所要面積３４０㎡。４．申請日、平成２９年１２月８日。５．専決処分の日、平成２９年１２月２０日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１２月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に８ージをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。（施設名）、（病院名）、〇〇団地入り口交差点がございますが、その入口が申請地、高田郷（地番）、高田郷（地番）になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

９　番　　事業所用地とは何ですか。

事務局　　病院や介護施設などを総称して事業所用地としています。

８　番　　どうして宅地にしていなかったのですか。地目変更をしていなかったのか。

議　長　　登記簿は畑になっているのに、現況は宅地になっています。そこに（病院）が建ちもう何

年にもなるので、事務局はその経緯をもう一度調査し、次回報告して下さい。
他にありませんか？

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　９ページをお開き下さい。　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）、職業は、会社員です。２．土地の所在等、土地の所在ですが、丸田郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積４６㎡。土地の所有者は申請者と同じです。３．転用計画は、駐車場用地、所要面積４６㎡。４．申請日、平成２９年１２月１３日。５．専決処分の日、平成２９年１２月２１日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１２月２５日長与町農業委員会事務局長和田弘。
次に１０ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。丸田郷、（地区名）、（集合住宅名）が記載されていますが、図の場所が申請地、丸田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　１１ページを開き下さい。非農地証明願報告書です。１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。２．土地の所在等、土地の所在ですが、平木場郷（地番）、地目、登記簿、田、現況、公衆用道路、面積５９㎡。平木場郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、公衆用道路。土地の所有者は申請者と同じです。３．現況と申請、道路用地。申請地は、昭和６２年頃に里道を拡幅した部分で、農業、地域振興に利用され、現在に至っています。以上の理由で今回、公衆用道路に地目変更するための申請です。４．申請日、平成２９年１２月１３日。５．現地確認日、平成２９年１２月１９日に古立委員、尾﨑推進委

員で確認。２１日に柳原厚志委員で確認をしました。平成２９年１２月２５日、柳原厚志委員、古立英明委員、尾﨑明光推進委員代読でございます。

次に１２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。県道長崎多良見線、〇〇交差点から〇〇方向へ曲がり、（施設名）前を通り、〇〇橋を渡り奥へ進んでいくと申請地がございます。次の１３ページが詳細図になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、古立委員さんお願いします。

４　番　　１２月１９日に立会いをしました。１３ページにありますように、申請地の枠の所は、前回、（氏名）さんから（申請者）が後任をした所の横になります。
以前は、道路用地と説明がありましたが、今回補修道路にということです。問題ありません。

議　長　　この件について、何か質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２９年１２月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１２月総会を閉会します。